

令和5年度元気な農業応援事業の概要

1 機械・施設整備(米対策・園芸対策ハード)

- 水稻、園芸作物の生産拡大に必要な機械・施設の整備に対して支援
- 対象者：認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、団体

	補助対象事業費 (税抜)	補助率	補助 限度額
一般	50～300万円以内 (30～300万円以内)	3/10以内	90万円
法人 認定新規就農者特例	50万円以上 (30万円以上)	3/10以内	180万円
スマート 農機特例	50万円以上	<u>3/10以内</u>	<u>180万円</u>

※ () 内は園芸

※「環境と人にやさしい農業支援事業」は元気な農業応援事業の米・園芸ハードに統合します。

●活用イメージ

パターン	区分	採択	事業費の範囲	事業費	補助金額
1	個人A	米	1台	50～300万円以内	90万円以内×1
2	個人B	園芸	事業費の範囲内で複数台	30～300万円以内	90万円以内×1
3	個人C	米+園芸	米：1台	50～300万円以内	90万円以内×2
			園芸：事業費の範囲内で複数台	30～300万円以内	
4	法人A	米	1台	50万円以上	180万円以内×1
5	法人B	園芸	1台	30万円以上	180万円以内×1
6	法人C	園芸	事業費の範囲内で複数台	30～300万円以内	90万円以内×1
7	法人D	米+園芸	米：1台	50～300万円以内	90万円以内×2
			園芸：事業費の範囲内で複数台	30～300万円以内	

2 米対策ソフト

- 対象者：認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

事業種目	交付単価(円/10a)	要件等
地域内流通支援	加工用米	7,000以内
	米粉用米	<u>5,000以内</u>
輸出用米取組拡大支援	12,000以内	前年産からの取組拡大に応じた支援

3 園芸対策ソフト

事業名	対象者等	補助対象事業費	補助率
取組推進			
果樹産地生産振興支援	農地所有適格法人、集落営農組織	10～300万円	1/2～ 3/10以内
省エネルギー対策支援	3戸以上の農家が組織する団体		

※支援対象者は以下の①～⑤のいずれかに該当すること

- ① 認定農業者、② エコファーマー、③ 新潟県特別栽培農産物認証者
- ④ 有機JAS認証制度認証者、⑤ 食と花の銘産品を生産する販売農家

※省エネルギー対策支援の外張・内張張替え等は、施設の2回目以降の支援も新たに対象となります。
(補助率15%)

事業名	対象者等	補助対象事業費	補助率
施設承継支援	認定農業者、認定新規就農者、 集落営農組織、団体	10～300万円	4/10

※新たに借受ける園芸用ハウス・果樹棚の修繕・補修に要する経費

※5年以上の賃貸借契約または売買契約を締結すること

事業名	対象者等	交付単価(円/10a)
穀物類ソフト		
麦大豆いいものづくり支援	認定農業者、認定新規就農者	10,000～20,000(※1)
麦大豆地域内流通支援	集落営農組織	5,000
地域特産作物助成	同上	10,000

※1：実績単収が基準単収以上であること。実績単収に応じた支援。

事業名	対象者等	補助率	補助上限額
園芸産地強化支援 【新規】	農業協同組合など 地域園芸振興プラン作成主体	1/2	50万円

※産地の強化に係る取組に要する経費(「生産基盤の強化」「新規導入支援」「担い手確保」)

※産地と農協等農業団体とで、「産地活性化計画」を作成すること

4 新たな産地づくり支援

- 大規模な園芸産地の形成に取組む際に必要となる機械・施設等の導入を支援
- 対象者：農業協同組合複数の法人等で構成する団体
- 補助率等：国もしくは県の補助事業における全体事業費の1/4以内を助成(国、県助成の上乗せ支援)
露地：概ね10ha以上/地区、施設：概ね0.5ha/地区拡大する計画をもつこと